生活環境部

福祉環境委員会

【議案関係資料】

５月２６日提出

【目次】

予算関係

生活環境部	指定管理者制度導入施設に係る債務負担行為の設定について	・・・　３
県民生活課	安全・安心なまちづくり事業について	・・・１２
環境管理課	大気汚染常時監視網の整備について	・・・１３
生活衛生課	動物にやさしい秋田推進事業について	・・・１５
自然保護課	自然公園等施設整備事業について （国立・国定公園新規指定・大規模拡張推進事業）	・・・１６
	野生鳥獣被害防止対策事業について	・・・１７

議案関係

自然保護課	秋田県営自然公園施設条例の一部を改正する条例案について	・・・１８
	秋田県立総合射撃場条例の改正について	・・・２０

指定管理者制度導入施設に係る債務負担行為の設定について

生活環境部

令和７年度をもって指定管理期間が満了となる施設について、新たに指定管理者を指定するため、債務負担行為の限度額を設定する。

１　対象施設

No	施設名	所管課	指定管理の期間
1	秋田県環境保全センター	環境整備課	１０年
2	秋田県営祓川山荘	自然保護課	２年
3	秋田県営鉾立山荘	〃	３年
4	秋田県営玉川温泉ビジターセンター	〃	５年
5	秋田県営玉川園地駐車場	〃	５年
6	秋田県奥森吉青少年野外活動基地	〃	２年
7	秋田県立総合射撃場（狩猟技術訓練施設）	〃	５年

２　指定管理者の指定に係るスケジュール（予定）

区　分	令和７年度										令和８年度
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～
債務負担行為の設定	※										
指定管理者の公募											
指定管理者選定委員会											
候補者の選定											
指定管理者の指定							※				
令和８年度 当初予算審査									※		
協定締結											
指定管理の実施											

※　議案審査

1　秋田県環境保全センター
（大仙市協和上淀川字雨池沢）

7　秋田県立総合射撃場（狩猟技術訓練施設）
（由利本荘市岩城道川字新田沢）

3　秋田県営鉾立山荘
（にかほ市象潟町小滝字鉾立）

2　秋田県営祓川山荘
（由利本荘市矢島町大字城内字木境）

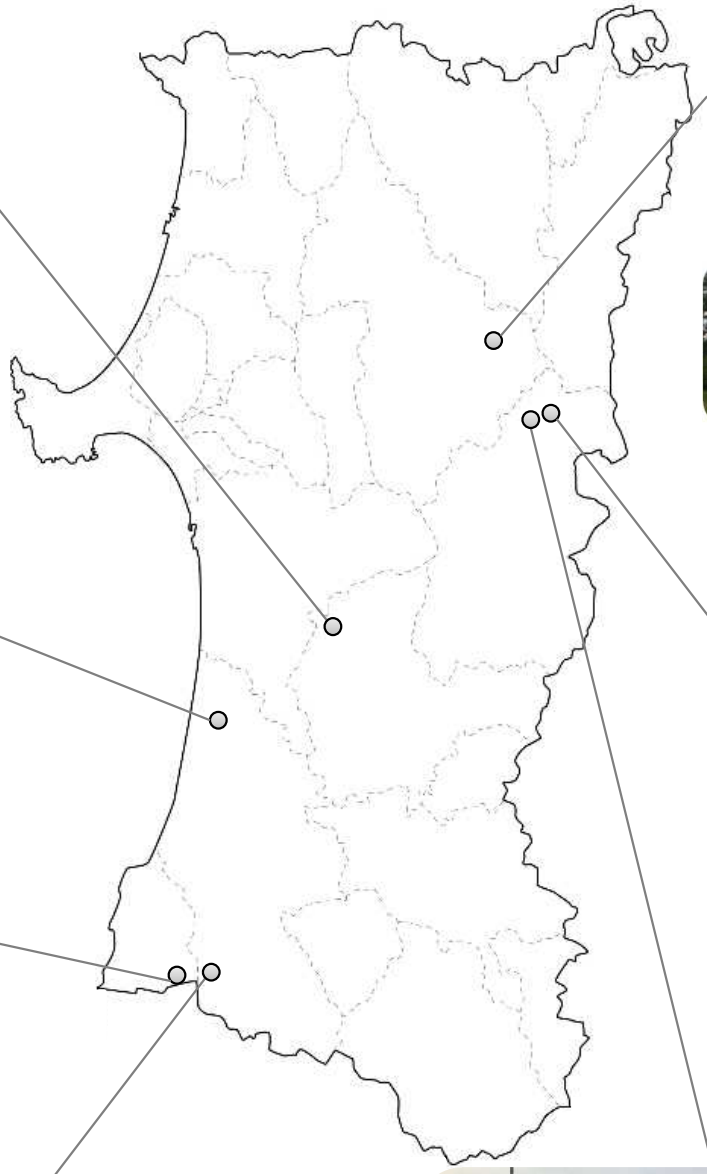

6　秋田県奥森吉青少年野外活動基地
（北秋田市森吉字森吉山麓高原）

5　秋田県営玉川園地駐車場
（仙北市田沢湖玉川字渋黒沢）

4　秋田県営玉川温泉ビジターセンター
（仙北市田沢湖玉川字渋黒沢）

［１］秋田県環境保全センター

１　設　置　場　所	大仙市協和上淀川字雨池沢４５番地
２　設　置　年　度	昭和５１年度
３　設　置　目　的	産業廃棄物を適正に処理し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
４　施　設　概　要	１　最終処分場：①埋立終了区画（Ａ区～Ｄ区Ⅰ期）２４．３ha（Ｓ５１～Ｒ４） ②供用中区画（Ｄ区Ⅱ期－１区画）　４．１ha（Ｒ２～Ｒ１７(計画)） ２　浸出水処理施設：①Ｃ区水処理施設（処理能力 1,000 ㎥/日） ②Ｄ区水処理施設（処理能力　300 ㎥/日） ３　管理棟：鉄筋コンクリート造２階建　延床面積 794 ㎡　トラックスケール２台
５　利 用 時 間 等	期　間：１月４日～１２月３０日（土・日、祝日を除く） 時　間：午前８時３０分から午後５時まで
６　利　用　料　金	産業廃棄物の種類に応じ、520 円～5,600 円/50kg
７　利　用　状　況	
８　指定管理者に行わせる業務	１　施設及び設備の維持管理に関する業務（受付、使用料・産業廃棄物税の徴収、埋立地・浸出水処理施設の維持管理等） ２　産業廃棄物の処理に関する業務（搬入車両誘導・監視、廃棄物の埋立・整地等） ３　その他センターの管理に関し、知事が必要と認める業務
９　限度額（財源）	４，０５１，４２０千円（４０５，１４２千円／年） （㊦　４，０５１，４２０千円）
10　現指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社

年　　度	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
受入量（トン）	57,284	65,794	59,585	57,758
搬入台数（台）	26,304	27,698	27,901	26,453
使用料収入（千円）	1,136,148	1,211,274	1,107,576	1,077,484

［２］秋田県営祓川山荘

<table>
<tr><td>１　設　置　場　所</td><td>由利本荘市矢島町大字城内字木境（鳥海国定公園内）</td></tr>
<tr><td>２　設　置　年　度</td><td>昭和４２年度</td></tr>
<tr><td>３　設　置　目　的</td><td>自然公園の利用の増進を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する。</td></tr>
<tr><td>４　施　設　概　要</td><td>鳥海国定公園の矢島登山道入口（祓川）に位置し、登山者を中心に利用されているほか、緊急時の避難小屋としても利用されている。
・構造：鉄筋コンクリート造　地上２階、延床面積 367.23 ㎡
・宿泊可能人数　６３名
・宿泊室９、休憩室、炊事室、管理員室、トイレ、発電機室など</td></tr>
<tr><td>５　利 用 時 間 等</td><td>期　間：常時（時期・時間を問わず）
使用料徴収期間：４月２８日～１０月３１日</td></tr>
<tr><td>６　利　用　料　金</td><td>一泊２，０００円</td></tr>
<tr><td>７　利　用　状　況</td><td>（人）
<table><tr><td>年　　度</td><td>Ｒ３</td><td>Ｒ４</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td></tr><tr><td>利用者数</td><td>100</td><td>176</td><td>240</td><td>235</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>８　指定管理者に行わせる業務</td><td>１　使用の許可、使用の許可の取消し等に関する業務
２　施設及び設備の維持管理に関する業務
３　その他、施設の管理に関し知事が必要と認める業務</td></tr>
<tr><td>９　限度額（財源）</td><td>２，９５２千円（１，４７６千円／年）
（㊦１，０３４千円　㊀１，９１８千円）</td></tr>
<tr><td>10　現指定管理者</td><td>由利本荘市</td></tr>
</table>

［３］秋田県営鉾立山荘

<table>
<tr><td>１　設　置　場　所</td><td>にかほ市象潟町小滝字鉾立（鳥海国定公園内）</td></tr>
<tr><td>２　設　置　年　度</td><td>昭和６３年度</td></tr>
<tr><td>３　設　置　目　的</td><td>自然公園の利用の増進を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する。</td></tr>
<tr><td>４　施　設　概　要</td><td>鳥海国定公園の鳥海ブルーライン五合目（鉾立）に位置し、登山者を中心に利用されているほか、緊急時の避難小屋としても利用されている。
・構造：木造　地上２階、延床面積 199.61 ㎡
・宿泊可能人数　４０名
・宿泊室５、休憩室、炊事室、管理員室、トイレ、発電機室など</td></tr>
<tr><td>５　利 用 時 間 等</td><td>期　間：常時（時期・時間を問わず）
使用料徴収期間：４月２８日～１０月３１日</td></tr>
<tr><td>６　利　用　料　金</td><td>一泊２，０００円</td></tr>
<tr><td>７　利　用　状　況</td><td>（人）
<table><tr><td>年　　度</td><td>Ｒ３</td><td>Ｒ４</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td></tr><tr><td>利用者数</td><td>638</td><td>877</td><td>1,128</td><td>1,043</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>８　指定管理者に行わせる業務</td><td>１　使用の許可、使用の許可の取消し等に関する業務
２　施設及び設備の維持管理に関する業務
３　その他、施設の管理に関し知事が必要と認める業務</td></tr>
<tr><td>９　限度額（財源）</td><td>４，５０９千円（１，５０３千円／年）
（㊦ ４，５０９千円）</td></tr>
<tr><td>10　現指定管理者</td><td>にかほ市</td></tr>
</table>

［４］秋田県営玉川温泉ビジターセンター

<table>
<tr><td>１　設　置　場　所</td><td>仙北市田沢湖玉川字渋黒沢（十和田八幡平国立公園内）</td></tr>
<tr><td>２　設　置　年　度</td><td>平成５年度</td></tr>
<tr><td>３　設　置　目　的</td><td>自然公園の利用の増進を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する。</td></tr>
<tr><td>４　施　設　概　要</td><td>焼山を中心とした火山活動や自然環境等をわかりやすく展示解説している。
・構造：鉄筋コンクリート造　平屋建、延床面積 802.93 ㎡
・展示ホール、レクチャーホール、事務室、収蔵庫　など
・付帯駐車場（収容台数１０２台）、ブナ森園地駐車場（収容台数５０台）</td></tr>
<tr><td>５　利 用 時 間 等</td><td>期　間：４月２８日～１１月４日（無休）
時　間：午前８時３０分から午後５時まで</td></tr>
<tr><td>６　利　用　料　金</td><td>無料</td></tr>
<tr><td>７　利　用　状　況</td><td>（人）
<table><tr><td>年　　度</td><td>Ｒ３</td><td>Ｒ４</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td></tr><tr><td>利用者数</td><td>5,807</td><td>7,039</td><td>7,025</td><td>6,859</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>８　指定管理者に
行わせる業務</td><td>１　施設及び設備の維持管理に関する業務
２　その他、施設の管理に関し知事が必要と認める業務</td></tr>
<tr><td>９　限度額（財源）</td><td>３１，２６０千円（６，２５２千円／年）
（㊀３１，２６０千円）</td></tr>
<tr><td>10　現指定管理者</td><td>株式会社玉川サービス</td></tr>
</table>

［５］秋田県営玉川園地駐車場

１　設　置　場　所	仙北市田沢湖玉川字渋黒沢（十和田八幡平国立公園内）
２　設　置　年　度	平成１３年度
３　設　置　目　的	自然公園の利用の増進を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する。
４　施　設　概　要	玉川園地自然研究路利用者用の駐車場 ・アスファルト舗装　面積2,780 ㎡ ・収容台数　８６台（乗用車８４台　車椅子用２台） ・入出場管理詰所
５　利用時間等	期　間：４月２８日～１１月４日（無休） 時　間：午前８時３０分から午後５時まで（※） ※　特に混雑が見込まれる期間については上記より早く開場する等、状況に応じ変更あり。
６　利　用　料　金	一台につき　１回　　３００円 回数券（１１回券）３，０００円
７　利　用　状　況	（台）

年　　度	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
利用者数	15,975	18,123	18,625	19,753

８　指定管理者に行わせる業務	１　使用の許可、使用の許可の取消し等に関する業務 ２　施設及び設備の維持管理に関する業務 ３　その他、施設の管理に関し知事が必要と認める業務
９　限度額（財源）	１０，５００千円（２，１００千円／年） （㋑１０，５００千円）
10　現指定管理者	田沢湖高原リフト株式会社

［６］秋田県奥森吉青少年野外活動基地

<table>
<tr><td>１　設　置　場　所</td><td>北秋田市森吉字森吉山麓高原１番地（森吉山県立自然公園内）</td></tr>
<tr><td>２　設　置　年　度</td><td>平成１０年度</td></tr>
<tr><td>３　設　置　目　的</td><td>奥森吉の恵まれた自然の中で野外活動を行う機会を提供することにより、青少年の自然環境に関する意識の高揚を図り、もって自然環境の保全に関する学習の振興に資する。</td></tr>
<tr><td>４　施　設　概　要</td><td>・青少年野外活動センター
構造：木造　平屋建　延床面積 1,249.02 ㎡
展示室、談話室、炊事室、管理人室、トイレ　など
・キャンプ場　６０区画、サニタリー２棟　など</td></tr>
<tr><td>５　利 用 時 間 等</td><td>期　間：６月１日～１０月３１日（無休）
時　間：午前９時から午後６時まで（青少年野外活動センター）</td></tr>
<tr><td>６　利　用　料　金</td><td>無料</td></tr>
<tr><td>７　利　用　状　況</td><td>（人）
<table><tr><td>年　　度</td><td>Ｒ３</td><td>Ｒ４</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td></tr><tr><td>利用者数</td><td>1,590</td><td>1,248</td><td>1,102</td><td>1,249</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>８　指定管理者に行わせる業務</td><td>１　使用の許可、使用の許可の取消し等に関する業務
２　施設及び設備の維持管理に関する業務
３　その他、施設の管理に関し知事が必要と認める業務</td></tr>
<tr><td>９　限度額（財源）</td><td>１５，４６２千円（７，７３１千円／年）
（㊐３００　㊀１５，１６２千円）</td></tr>
<tr><td>10　現指定管理者</td><td>特定非営利活動法人冒険の鍵クーン</td></tr>
</table>

［７］秋田県立総合射撃場（狩猟技術訓練施設）

１　設　置　場　所	由利本荘市岩城道川字新田沢４３番地
２　設　置　年　度	令和２年度
３　設　置　目　的	狩猟を行おうとする者の銃器を取り扱う技術の向上を図り、もって適正な野生鳥獣の保護及び管理に資する。
４　施　設　概　要	敷地面積 245,211 ㎡ スキート射撃場　１面 トラップ射撃場　１面 管理棟、駐車場、プーラーハウス（操作員待機所）、トイレ　など
５　利用時間等	期　間：３月１日～１１月３０日（水・土・日、祝日） 時　間：午前９時から正午まで（水） 午前９時から午後３時まで（土・日、祝日）
６　利　用　料　金	高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生：１標的につき３４円 一般　：１標的につき４４円
７　利　用　状　況	（人） 年　度 / Ｒ３ / Ｒ４ / Ｒ５ / Ｒ６ 利用者数 / 519 / 730 / 718 / 1,140
８　指定管理者に行わせる業務	１　使用の許可、使用の許可の取消し等に関する業務 ２　施設及び設備の維持管理に関する業務 ３　鉛弾の回収と処理、水質検査及び環境基準の遵守 ４　その他、施設の管理に関し知事が必要と認める業務
９　限度額（財源）	９５，３８０千円（１９，０７６千円／年） （㊀９５，３８０千円）
10　現指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社

安全・安心なまちづくり事業について

県民生活課

１　目　的

県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、犯罪被害にあった人々を地域で支える社会の形成や自転車の安全で適正な利用を促進する。

２　概　要

（１）【拡】　犯罪被害者等支援事業　　２，３０１千円

○　多機関ワンストップサービスの構築及び運用

・民間団体や市町村等と連携し犯罪被害者等をワンストップで支援

＜多機関ワンストップサービスのしくみ＞

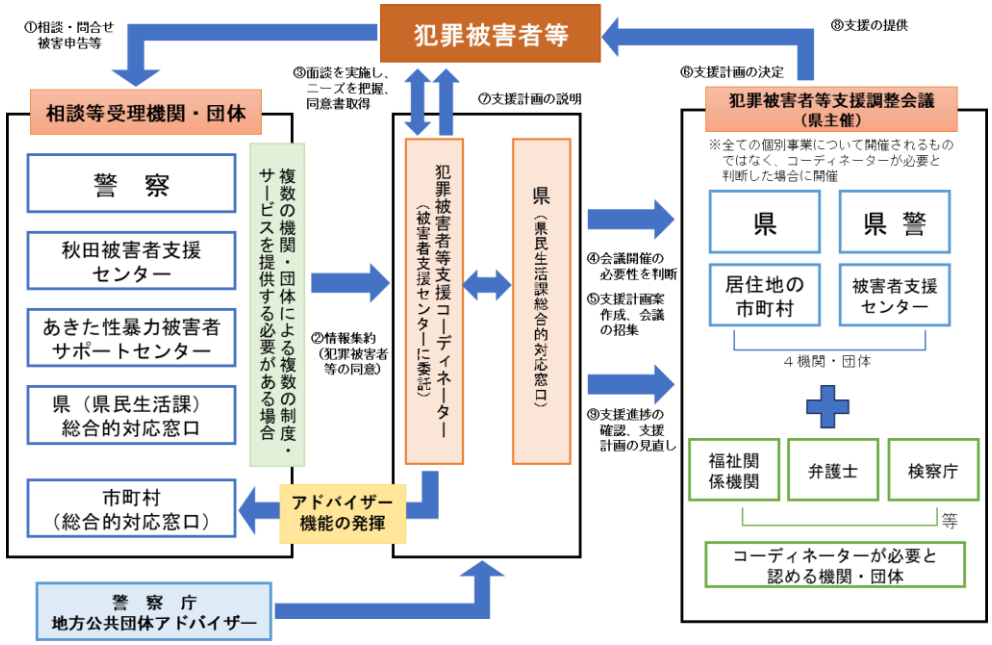

（２）【新】　自転車利用の安全対策事業　２，３１２千円

○　自転車用ヘルメットの着用など安全で適正な自転車利用の普及啓発

３　予算額

４，６１３千円

（㊀１，０８１千円、㊁３，５３２千円）

内　訳

需　　用　　費	５５８千円
委　　託　　料	３，５３３千円
その他（旅費等）	５２２千円

大気汚染常時監視網の整備について

環境管理課

１　目　的

大気汚染防止法に基づき、県内の大気の汚染状況を常時監視する測定機器について、老朽化により不具合が生じているものを更新することにより、確実かつ安定的な監視体制を維持する。

２　概　要

（１）一般環境大気測定局の機器更新　　１１，９２４千円

・大館局：微小粒子状物質自動測定機
・檜山局：窒素酸化物自動測定機
・船川局：炭化水素自動測定機

３　予算額　　１１，９２４千円

（㊀１１，９２４千円）

内　訳（備品購入費　１１，９２４千円）

【参考１】大気汚染物質自動測定機

微小粒子状物質自動測定機（大館局）

窒素酸化物自動測定機（檜山局）

炭化水素自動測定機（船川局）

【参考２】県の一般環境大気測定局一覧

番号	測定局	市町村	測定項目					
			二酸化硫黄	窒素酸化物	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素
1	大　館	大　館　市	○	○	○	○	○	
2	能代西	能　代　市	○	○	○	○	○	
3	檜　山	能　代　市	○	○		○		
4	船　川	男　鹿　市		○	○	○	○	○
5	本　荘	由利本荘市		○	○	○	○	
6	大　曲	大　仙　市		○	○	○		
7	横　手	横　手　市	○			○	○	

【参考３】大気汚染（一般環境）常時監視体制の概要

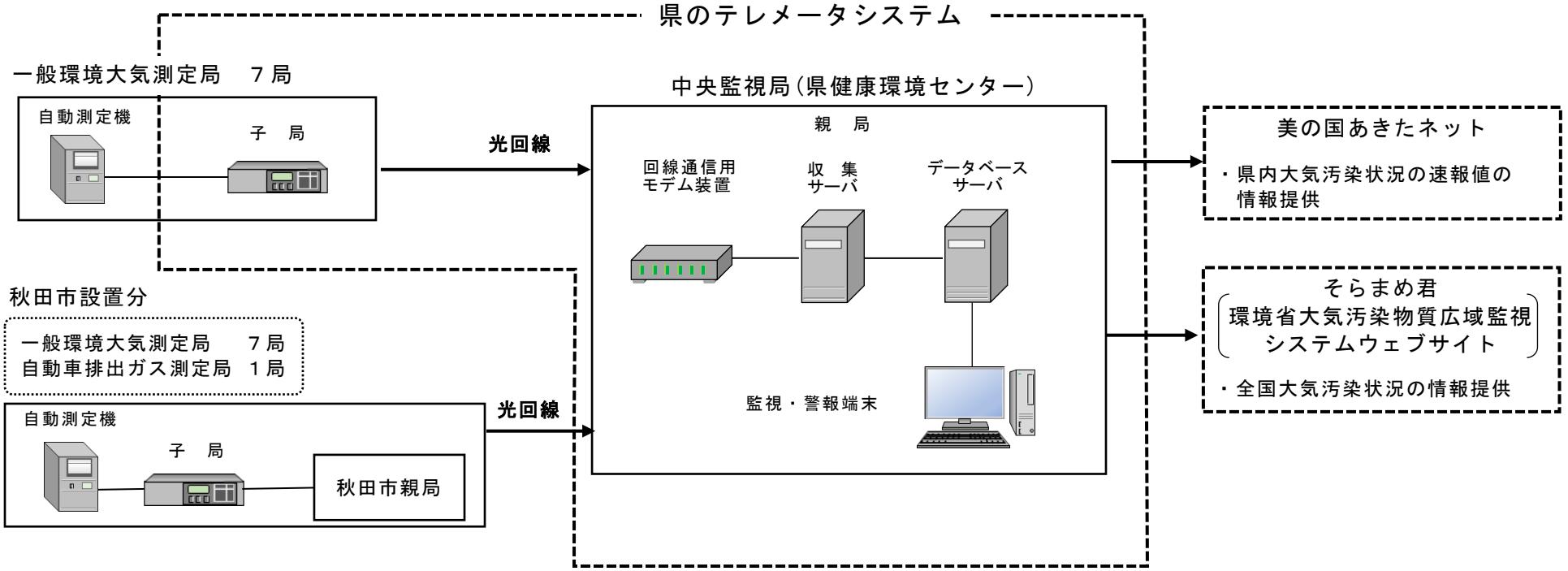

動物にやさしい秋田推進事業について

生活衛生課

１　目　的

動物愛護センターに緊急時収容のための施設を整備するとともに、令和７年４月に設置した県北・県南支所における収容施設を整備し、動物愛護を推進する。

２　概　要

（１）【新】 保健所犬猫収容施設改修事業　　**７，５８４千円**

○　次の施設に設置する犬猫舎の基本・実施設計を行う

・動物愛護センター　　：犬猫舎３棟

・　〃　　県北支所（大館保健所）：猫舎１棟

・　〃　　県南支所（大仙保健所）：猫舎１棟

○　設計期間：令和７年９月～令和８年２月（予定）

３　予算額

７，５８４千円

（㊀７，５８４千円）

内　訳　（委託料　７，５８４千円）

自然公園等施設整備事業について
（国立・国定公園新規指定・大規模拡張推進事業）

自然保護課

１　目　的

八幡平周辺が国立・国定公園の新規指定・大規模拡張の候補地に選定されたことから、早期指定を実現するため関係者の意識醸成を図るとともに、自然公園の保護と利用を促進する。

２　概　要

（１）【新】 セミナーの開催等　　１，２１０千円

・時　期：令和７年秋頃
・内　容：基調講演、パネルディスカッション　等
・参集者：環境省、関係市町村、観光団体、商工団体　等

３　予算額　　１，２１０千円

（㊀１，２１０千円）

内訳		
	報償費	６００千円
	旅費	３２０千円
	需用費	９０千円
	使用料及び賃借料	２００千円

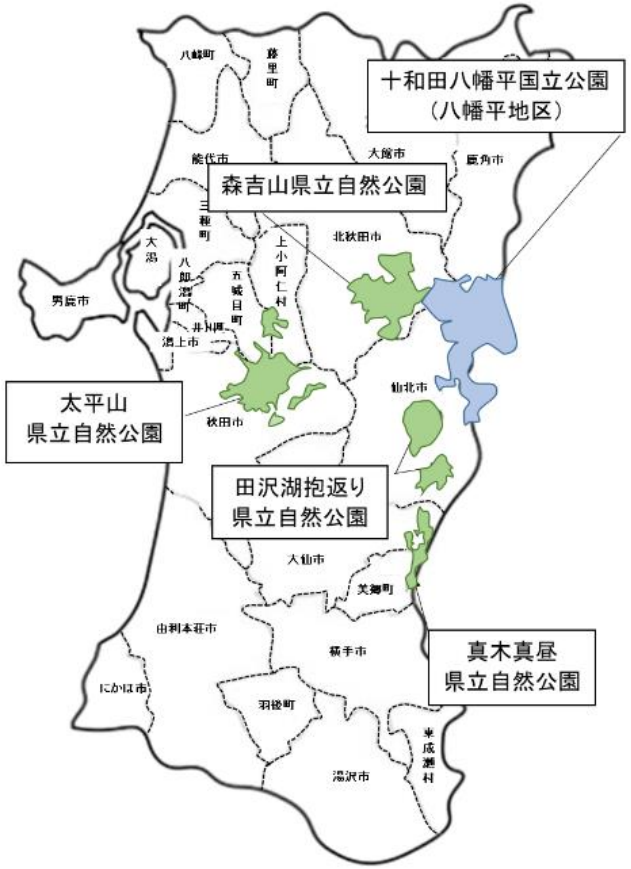

国立・国定公園新規指定・大規模拡張候補地

野生鳥獣被害防止対策事業について

自然保護課

１　目　的

秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第５次カモシカ）に基づき、カモシカの管理を行うための生息調査を実施する。

２　概　要

（１）第二種特定鳥獣管理事業　　**５，９００千円**

○　第二種特定鳥獣であるカモシカの管理対策を実施する。

・生息密度調査の実施（県内の民有林４４地区を予定）

３　予算額

５，９００千円

（㊀５，９００千円）

内　訳　（委託料　　５，９００千円）

秋田県営自然公園施設条例の一部を改正する条例案について

自然保護課

１　改正理由

自然公園施設の使用に係る費用の適正な負担を確保するため、秋田県営祓川山荘及び秋田県営鉾立山荘の使用料の額を引き上げる必要がある。

２　改正内容

秋田県営祓川山荘及び秋田県営鉾立山荘の使用料の額を１人につき１泊２，２００円（現行２，０００円）に引き上げることとする。

３　施行期日

この条例は、令和８年４月１日から施行することとする。

【参考】同程度の条件を有する施設の例

県名	施設名	設置者	利用料金
岩手県	早池峰山荘	宮古市	４，１９０円
	岩手山八合目避難小屋	岩手県	１，７００円
山形県	滝の小屋	遊佐町	３，０００円
	大日杉小屋	飯豊町	２，０００円

秋田県営自然公園施設条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
別表（第五条、第十三条関係） 区分　単位　使用料の額 秋田県営祓川山荘　一人につき一泊　二、二〇〇円 秋田県営鉾立山荘　一人につき一泊　二、二〇〇円 略　略　略	別表（第五条、第十三条関係） 区分　単位　使用料の額 秋田県営祓川山荘　一人につき一泊　二、〇〇〇円 秋田県営鉾立山荘　一人につき一泊　二、〇〇〇円 略　略　略

秋田県立総合射撃場条例の改正について

自然保護課

１　改正理由

秋田県立総合射撃場内の施設である狩猟技術訓練施設の使用に係る費用の適正な負担を確保するため、狩猟技術訓練施設の使用料の額を引き上げる必要がある。

２　改正内容

使用料の額を次のとおり引き上げることとする。

・高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生：１標的につき　３８円（現行　３４円）

・一般　　：１標的につき　５０円（現行　４４円）

３　施行期日

この条例は、令和８年４月１日から施行することとする。

【参考】近隣にある公営の射撃場の例

県名	施設名	設置者	利用料金 （1 標的につき）
岩手県	矢巾総合射撃場	矢巾町	４０円
宮城県	宮城県クレー射撃場	宮城県	６０円
秋田県	鳥海射撃場	由利本荘市	５０円
福島県	福島市クレー射撃場	福島市	５０円
	相馬市初野射撃場	相馬市	５０円

秋田県立総合射撃場条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
別表（第四条関係） 一　狩猟技術訓練施設 区分：高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生／一般 単位：略 使用料の額：三八円／五〇円 備考　略	別表（第四条関係） 一　狩猟技術訓練施設 区分：高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生／一般 単位：略 使用料の額：三四円／四四円 備考　略

附　則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。